

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人札幌アイスホッケー連盟と称する。

2 この法人は、外国に対しては「SAPPORO ICE HOCKEY FEDERATION」
(略称 S、I、H、F) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、札幌市におけるアイスホッケー団体及びインラインホッケー団体を統括し、これを代表する団体として、アイスホッケー及びインラインホッケーの普及振興と加盟団体の育成強化を図るために必要な事業を行い、もって札幌市民の心身の健全な発達と本道のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、主として札幌市の区域内において、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) アイスホッケーの普及振興のため、アイスホッケー教室等を開催すること。
- (2) アイスホッケーの指導者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- (3) アイスホッケーの審判員を養成し、及びその資格を認定すること。
- (4) アイスホッケーの競技水準の向上と競技選手の育成強化のため、強化合宿等を行うこと。
- (5) 札幌アイスホッケー選手権大会を開催し、及び他の団体の開催する競技会に協力すること。
- (6) 国際的、全国的または全道的な規模で行われるアイスホッケー事業に関し協力し、また主管すること。
- (7) インラインホッケーの普及振興及び発展のため、競技大会を開催し、及び講習会、教室、指導者養成等の事業を実施すること。
- (8) 札幌市におけるアイスホッケー団体及びインラインホッケー団体を統括し、加盟団体の連絡融和と強化発展を図ること。
- (9) アイスホッケーに関する刊行物を発行すること。
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯する事業。

第 3 章 資 産

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

第 4 章 財務及び会計

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第 7 条 この法人の事業遂行に要する費用は、基本財産の運用する収入、事業による収入、補助金その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 10 条 この法人は、借入金（当該事業年度内に償還する場合を除く）をしようとするときは、理事会の決議で定めなければならない。

(特別会計)

第 11 条 この法人は、特別な事業に伴う会計について、理事会の決議および評議員会の同意を経て、特別会計を設けることができる

第 5 章 評 議 員

(評議員)

第 12 条 この法人に、評議員 5 名以上 7 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員の選任及び評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 15 条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 評 議 員 会

(評議員会)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 評議員の選任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が評議員会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第19条第1項の理事会において定めるものとし、第20条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員会の議長ならびに出席者代表（議事録署名人）1名は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備えおかなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 7 章 役員及び職員

(役員の設置)

第 24 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 7 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1→2～3 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 法律第 48 号）に規定する代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 197 条で準用する同法第 91 条第 1 項に規定する業務執行理事（理事会の議決により法人の業務を執行する理事として選定された理事を言う。以下同じ。）とする。

(役員の選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、この法人の業務及び財務に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) その他法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(顧問及び参与)

第 31 条 この法人には、顧問及び参与を置くことができる。

2 会長は、この法人の会長若しくは副会長であった者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会及び評議員会の推薦により、顧問を3名以内とすることができる。

3 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 会長はこの法人の理事を3期以上務めた者又はアイスホッケーの普及振興に功労のあった者のうちから、理事会及び評議員会の推薦により、参与を12名以内とすることができる。

5 参与は、理事会の諮問に応ずる。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

(職 員)

第 32 条 この法人には、その業務を処理させる為、職員を置き、会長が任免する。

第 8 章 理 事 会

(理事会の設置)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、会長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(1) 会長以外の理事から会議の目的事項を示して、会長に招集の請求があったとき。

(2) 法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 38 条 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名する。

第 9 章 加 盟 団 体

(加盟団体)

第 40 条 札幌市（アイスホッケー連盟の組織されていないその近郊を含む。）におけるアイスホッケー団体で、この法人の目的事業に賛同し、かつ理事会及び評議員会の決議によって定める資格要件を備えるものは、この法人の加盟団体となることができる。

(加入)

第 41 条 加盟団体の加入は、理事会の決議によって決定する。

2 加入が決定されたときは、加盟団体は理事会及び評議員会の決議によって定める登録料を納めなければならない。

(登録料)

第 42 条 加盟団体は、毎事業年度、理事会及び評議員会の決議によって定める登録料を納めなければならない。

(脱退)

第 43 条 加盟団体の脱退は、理事会の決議によって決定する。

(除名)

第 44 条 加盟団体が次の各号の一に該当する場合は、理事会及び評議員会において、それぞれ出席者の3分の2以上の決議をもって除名することができる。この場合において、理事会及び評議員会の議長は、当該加盟団体の代表者に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき。

(3) 加盟団体の資格を失ったとき。

(4) 登録料を2年以上納めないとき。

(登録料の不返還)

第 45 条 加盟団体が納めた登録料は、返還しない。

(登録)

第 46 条 この法人の加盟団体は、その所属するチームの名称及びその構成員の氏名を、この法人に登録しなければならない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 13 条についても適用する。

(解散)

第 48 条 この法人は、次の事由により解散する。

(1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能

(2) その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第 49 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 51 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は 片岡 勲 とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

寿崎 政明、青木 喜満、小林 進、港 克則、武田 修一、藤森 典代、前田 幹夫

5 平成29年6月21日一部改訂

（第8条、第17条、第24条、附則5）

6 平成30年6月 9日一部改正

（第13条、附則6）

7 令和2年6月27日一部改正

（第23条、附則7）

別表

基本財産

定期預金 5,000,000円

***閉鎖事項証明**

財団法人 札幌アイスホッケー連盟

法人設立の年月日：昭和 61 年 7 月 1 日

設立許可の年月日：昭和 61 年 7 月 1 日

平成 22 年 5 月 25 日 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 45 条の規定に基づき、一般財団法人として認可を受け平成 22 年 6 月 1 日札幌市中央区中島公園 1 番 5 号札幌市中島体育センター内一般財団法人札幌アイスホッケー連盟に名称変更し、移行したことにより解散。

平成 22 年 6 月 1 日 登記

平成 22 年 6 月 1 日 閉鎖

***設立事項証明**

一般財団法人 札幌アイスホッケー連盟

平成 22 年 6 月 1 日 財団法人札幌アイスホッケー連盟を名称変更し、移行したことにより設立

平成 22 年 6 月 1 日 登記

定款に相違ないことを証明致します。

令和 2 年 6 月 27 日

一般財団法人札幌アイスホッケー連盟

代表理事 村上 一元

